



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ワ コ ム
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 山田 正彦
(コード番号：6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼 CFO 長谷川 渉
(TEL 0120-056-665)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これにともない、新設する監査等委員および監査等委員会に関する規定の追加、廃止となる監査役および監査役会に関する規定を削除するものであります。また、会社法改正にともない責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が社外取締役でない非業務執行取締役まで拡大されたことから、所要の変更を行うものであります

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ・ (条文省略)	第 1 条 ・ (現行どおり)
第 3 条 (機関の設置)	第 3 条 (機関の設置)
第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第 5 条 ・ (条文省略)	第 5 条 ・ (現行どおり)
第 18 条	第 18 条

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><u>(補欠の監査等委員)</u></p> <p>第 21 条 <u>当社は、法令で定めた監査等委員である取締役の員数を欠くことになるときに備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>② <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、<u>社外</u>取締役との間に、同第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときを除く。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 31 条 前条にかかわらず取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、同条第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(決 議)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>法令または本定款で定めた監査役の員数を欠くことになるときに備えて 株主総会の決議によって補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外監査役との間に、同第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 34 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(決 議)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(議事録)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 39 条 <u>当会社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査に関する重要な報告を受け、協議を行い、または決議をする。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。その運営については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 41 条</p> <p>・ (条文省略)</p>	<p>第 38 条</p> <p>・ (現行どおり)</p>
<p>第 44 条</p>	<p>第 41 条</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、第 32 回定時株主総会終結前の行為に関する同第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上